つお

で困

西友御

器所店

もご相と

発行 日本共産党名古屋市会議員団

No. 167 [2018/7/15 発行]

〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 名古屋市役所東庁舎 3F Tel 052-972-2071 連絡先 名古屋市会議員柴田民雄事務所 TelO52-858-3255 Fax 052-858-3256

連絡先 名古屋市会議員柴田民雄事務所 TelU52-858-3255 Fax U52-858-3256

pamio\_jcpweb.net / pahibata@tamio\_jcpweb.net / pshibata\_pin / pamwww.facebook.com/tamio.shibata

メールマガジンに登録を右のQRコードで表示されるmtouroku@tamio.jcpweb.netに空メールを送信するだけ! 回来を メールマガジンに登録を右の QR コードで表示される mtouroku@tamio. jcpweb. net に空メールを送信するだけ!





柴田民雄事務所 〒466-0849 昭和区南分町 3-3 御器所駅・川名駅から徒歩 11 分 (事務所の駐車場は ありませんが東隣に名鉄協商コインパーキングがあります)

#### 市会議員柴田民雄 活動日誌

- 3(火):定例朝宣伝[桜山], 財政福祉委員会
- 4(水):本会議,財政福祉委員会
- 5(木):3000万署名昭和区市民アクション
- 6(金):松栄保育園七夕まつり
- 【● 7(土): 九条の会シャンソンと星のつどい
- ●● 8(日):御器所つどい、朝日高齢者福祉セミナー
- ●● 9(月):金山官伝. 大都市広域連携推進特別委員会

西日本を中心とした記録的豪雨に より、各地で十砂崩れや河川の増水・ 氾濫が相次ぎ、多数の死者、安否不明 者をはじめ甚大な被害が発生してい ます。また、今後も被害の拡大が予想 されます。豪雨災害にあわれたみな さまに心からお見舞いを申し上げま す。また、亡くなられた方々に心から 哀悼の意を表します。

日本共産党は、被災者救援のため の募金を受け付けています。お預か りした募金は、日本共産党の政治活 動のための資金とは区別し、その全 額を被災者の救援に充てます。

募金は、下記の郵便振替口座に送金し てください。

- ▼口座番号 00170-9-140321
- ▼加入者氏名 日本共産党災害募金
- ※通信欄に「豪雨災害救援募金」と記し てください。手数料はご負担願います。

# 護案外質問(6月22日)西山あさみ議員 同性パート市営住宅の入居を認

LGBTや性的マイノリティについ ての市民の認識が、2016年には65.6%

と2年前より30ポイント も増加し、LGBT当事者議 員が立ちあげたLGBT自 治体議員連盟に約200名 の議員が加盟、少なくな い自治体でパートナーシ ップ制度がつくられ、公 営住宅への入居を可能に する自治体も増えていま

す。しかし、名古屋市の市営住宅の申 し込み資格は、「原則、夫婦または親 子の世帯」であり、婚約者や内縁関係 でも、「入居までの婚姻」や「住民票 への未届けの夫・妻という記載」が条 件となっており、同性カップル等は、 申し込みができません。

#### 日本政府は同性パートナーの公営 住宅への入居を認めている

広路通5

山王诵

グランド

川名駅→

昭和署

日本政府は、国連自由権規約委員 会から「未婚の異性の同棲カップル と同性の同棲カップルが平等に扱わ

> れるよう確保すべき」との勧 告(2008年)を受け、2012年に 公営住宅法を改正。親族関係 にない同性の同居を含め、同 居親族による入居者資格の制 限はなくなっており、「法制度 上、同性カップルは公営住宅 制度から排除されているわけ ではない」と回答しています。 6月22日(金)西山あさみ議員

は本会議議案外質問に立ち、「多様性 を認め差別や偏見をなくすことと同 時に、法の下の平等という観点から も現状の公営住宅の入居申請要件を 見直し、同性パートナーも申請でき るようにすべき」と市に迫りました。 西山議員の追及に対し住宅都市局

長は、「(パートナーシップ制度が無 い現状では) 住民票での資格審査で 確認できず、入居は困難」と答弁。

### パートナーシップ制度を導入する方 向でなるべく早く検討する(市長)

西山議員が「多様性の主義者」を自 認する市長に再度追及すると、市長 は「(制度を) 導入する方向で検討す るよう指示しました」と答え、時期に ついても「なるべく早くやるように します」と答えました。

## 議案外質問(6月25日)柴田民雄議員 介護認定事務の大遅延を直ち

柴田民雄議員は、6月25日の本会議



議案外質問に 立ち、今年4月 から全市一斉 に行われた要 介護認定事務 の委託化・集約 化によって、大 幅な認定の遅



延が起こり、介護サービスの利用者・ 事業者に深刻な影響を与えている重 大事態を質しました。

要介護認定は介護保険法で「申請から30日以内に通知しなければならない」とされていますが、4月以降平均で2か月近くかかっています。

#### 市議団緊急アンケートに100事業所から返信

この問題では、党市議団で約700の 事業所に緊急アンケートを実施し、1 週間で100事業所から回答が寄せら れました。(7月3日現在157事業所)

アンケートからは、認定の遅れで「暫定ケアプランが立てられない」「介護報酬の請求ができない」など、切迫した状況がわかり、事業者の怒りが伝わってくると指摘。いつまでに改善するのか、見通しを質しました。

#### 「9月頃には従前の水準に」(健福局長)

これに対し、健康福祉局長は「事務 処理の遅れを8月中に解消し、9月頃 には従前の水準に戻る見通し」と答 弁。柴田議員は、「半年近くも法に定 められたルールを逸脱することが許 されるのか?名古屋市の施策によっ て、あってはならないことが引き起 こされたのに謝罪の言葉もない」と厳しく追及しました。

#### 事務の遅れによる損害は市の責 任で対応を

柴田議員は、アンケートで寄せられた損害事例を紹介しました。

5月末認定期限の要介護2の方が、 4月26日に更新申請。6月19日決定見 込みの通知が届き、やむなく6月以降 は要介護1度の暫定プランでサービ ス提供。申請から48日後に届いた保 険証は、暫定よりもさらに低い要支 援2。12日間のサービス約6万円分が、 保険適用外となってしまいました。

柴田議員は、「この損害は、利用者か、事業者か、誰が被るのか。認定が遅延しなければこの損害は起きなかったわけであり、原因は認定事務の遅延そのもの、委託した名古屋市に責任がある」と迫りました。

責任を認めようとしない当局に対し、「現在発生している認定の遅延による損害は、市の責任で対応」するとともに、「介護認定申請の受付は区役所窓口に戻す」「認定決定に関わる部分は直営に戻す」ように、委託の見直しを強く求めました。

# 精神障害者医療費助成<sub>充を</sub>自立支援医療(精神通院)に1割負担強いるのは県下では7自治体のみ



柴田民雄議員 は、「自立支援医療(精神通院医療) 対象者への医療 費助成の拡大」を 求めました。

先日、市議団に 蒲郡市民からメ ールが届きまし

た。名古屋市の友人がうつ病が元で 自殺されたということです。ご自身 もうつ病に苦しみ、休職・復職を繰り 返しているが、自立支援医療と市の 医療費助成のおかげで、治療はすべ て無料で受けられている。しかし、名 古屋市は1割負担があると聞き、名古 屋市民のために無料で精神医療が受 けられるようにしてほしい、と亡く なられたご友人に代わって訴えてこ られたのです。

柴田議員は、身体・知的・精神各障害のうち、精神の伸び率が高いことを紹介した上で、「精神障害については周りの理解が得られないなど、一

般的な医療以上に通院が困難であり、 経済的な負担がさらに受診を妨げ、 自殺など最悪な状況を生み出すこと にもつながっているのではないか」 と指摘。県内の殆どの自治体で実施 している自立支援医療対象者の医療 費無料化を求めました。

これに対し健康福祉局長は「1割分を市が負担すると約4億円の予算が必要」との試算を示し、「自己負担の軽減は国の責任で実施すべきもの」と答弁しました。

柴田議員は、せめて自立支援医療の更新時の診断書の文書料だけでも 無料にすべきと強く求めました。

## <sup>村雲·白</sup>市政懇談会

6月24日(日)村雲会館をお借りして、村雲・白金では今期初の昭和区市政 懇談会を行いました。介護のプロを お招きして、介護保険制度の概要な どをお話ししていただきました。

## 無料法律相談のご案内

協力弁護士と<u>初回無料</u>で法律相 談ができます【予約制・30分】

●第2金曜日:午後2時~4時

●緊急の場合などご相談下さい 8月10日(金)午後2時~4時

7月13日(金)午後2時~4時

8 5 8 -3 2 5 5

052-

予約Tri

- (コラム「上を向いて歩こう」はお休みします)